

## 令和2年度第5回春日井市地域公共交通会議議事録（書面決議）

### 1 経緯

- (1) 書面審議依頼日 令和3年1月13日（水）
- (2) 書面審議回答日 令和3年1月19日（火）
- (3) 議事確認依頼日 令和3年2月3日（水）
- (4) 決議及び議事録署名日 令和3年2月12日（金）

### 2 委員

【会長】	中部大学 工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
【委員】	春日井市 市長	伊藤 太
	名鉄バス株式会社	
	運輸本部運行部運行課長	吉岡 実
	近鉄東美タクシー株式会社	
	運輸部長兼春日井営業所長	相川 敏行
	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
	愛知県タクシー協会 春日井支部長	奥村 薫績
	高蔵寺ニュータウンセンター開発株式会社	
	取締役	裏見 敏郎
	春日井市区長町内会長連合会 理事	吉田 和敬
	春日井市民生委員児童委員協議会委員	小川 寛
	春日井市老人クラブ連合会 副会長	金田 辰男
	春日井商工会議所 副会頭	木野瀬 吉孝
	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会 会長	黒田 龍嗣
	春日井市婦人会協議会 書記	伊藤 月美
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局	
	首席運輸企画専門官	上井 久仁彦
	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事	高木 数馬
	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長	増岡 浩仁
	愛知県春日井警察署 交通課長	前田 健策
	愛知県都市整備局交通対策課 担当課長	澤木 徹
	春日井市建設部 道路課長	荻谷 健生

### 3 議事

- (1) 協議事項1 かすがいシティバスの見直しについて
- (2) 協議事項2 牛山区・鷹来地区の公共交通について
- (3) 協議事項3 サンマルシェ循環バスの見直しについて
- (4) 報告事項1 各種実証実験について

#### 4 会議資料

- (1) 資料1 かすがいシティバスの見直しについて
- (2) 資料2-1 牛山区・鷹来地区の公共交通について
- (3) 資料2-2 かすがいシティバス実証実験に関するアンケート調査結果について
- (4) 資料3 サンマルシェ循環バスの見直しについて
- (5) 資料4-1 出川・下市場におけるかすがいシティバス実証実験の結果について
- (6) 資料4-2 R2ラストマイル自動運転実証実験の結果について

#### 5 議事内容（書面）

- (1) 協議事項1 かすがいシティバスの見直しについて

##### 【上井委員】

- ① 今回の見直しの背景に、長時間路線の解消があったと思われるが、西環状線は1運行100分（改正前より10分増）、東北部線が1運行90分となっている。運行事業者との調整（拘束時間、運転時間、休憩時間）について、確実に行って頂きたい。
- ② 市民病院を起点或いは乗換えポイントとするような改編に見受けられるが、市民病院では、車両の待機、運転手の待機或いは休憩ができる環境か。また、それら対策を同時に講じるのか。
- ③ 同じく市民病院について、利用者がバスを待つ際の環境はどうなっているか。バスのハブ機能的な役割をしている病院でいうと、愛知医大、藤田病院、陶生病院等があるので、参考にして頂きたい。
- ④ バス停の安全確保については、適宜運輸支局まで御相談願いたい。
- ⑤ P25の車両の更新は、これから更新していくものか。その際、いつ更新予定なのかについても、次回会議資料に記載願いたい。
- ⑥ 車両について、今回のシティバス見直しにより、新たに路線を定める箇所については、車両最大値を確認頂き、その上で、公安委員会・道路管理者の確認を受けてほしい。
- ⑦ 次回会議の際で構わないので、系統別に運行計画等を整理願いたい。その際、運賃は、「現行から変更なし」とはせずに、運賃額及び適用方法も記載してほしい。周辺市町村の資料で参考になるものがあると思う（小牧市や瀬戸市等）。具体的な記載方法などは運輸支局までお問合せされたい。

##### 【事務局】

- ① 令和3年10月からの運行事業者が決まった際には、拘束時間、運転時間、休憩時間などについて事業者と調整を行い、適切な運行に努める。
- ② 市民病院にはバス車両が待機するスペースは確保されている。また、運転手が休憩できるスペースやトイレ、コンビニエンスストア等もある。

- ③ 市民病院の建物内にある待合スペースには、かすがいシティバスや路線バスのバスローションシステムを設置し、バスの接近をアナウンスしている。また、建物外のバス停付近にも雨風を凌げるバスシェルターがある。
- ④ 適宜相談して進めたい。
- ⑤ 令和3年上半期に締結予定の運行契約においてバス車両の更新を行い、10月からは新しい車両での運行を予定している。詳細については、運行事業者が決まった後に報告させていただく。
- ⑥ 令和3年10月からの運行事業者と協議し、導入車両が決まった段階で、バス停位置を含め、公安委員会や各道路管理者には協議を行う。
- ⑦ 次回会議の際には、御意見のとおり資料作成する。

**【小林委員】**

- ① 新設バス停について、警察、道路管理者の意見を聞いたか。
- ② 南部線について、使用車両が大きくなる（小→中）が、交通安全上問題ないか。警察に確認したか。
- ③ 法律に基づく、最大値の変更手続きはどんなものか。

**【事務局】**

- ① 新規バス停について、令和3年1月までを目途に春日井警察署及び尾張建設事務所、当市の道路管理者に事前に相談する。
- ② 中型車両になることは、愛知県春日井警察署の担当部署へ令和2年12月に報告しており、安全上問題はない。実際の車両による確認は、令和3年10月から運行する事業者が決まり次第、改めて確認を行う。
- ③ 路線バス車両は、大きさ・総重量が道路運送法で許可事項となり、省令や通達により道路管理者及び公安委員会の意見を聴取する手続きとなる。

**【高木委員】**

- ① 東北部線について、福祉の里への経路が往路・復路で同じ経路を通る区間があり効率が悪く（かみや団地口～坂下出張所～福祉の里間）。この区間は道路幅も非常に狭く、又、舗装も非常に悪いためリスクが高い。このため、往路もしくは復路のどちらかを福祉の里から国道19号経由で坂下神社へつないでどうか。
- ② シティバスの春日井駅のバス停は2番のりばを利用しているが、駅から少し離れており、お年寄りの方の利便性もよくないため、駅正面の名鉄バス降車場辺りに設けてはどうか。

**【事務局】**

- ① 運行ルートについては、運行事業者と調整し、できる限り安全なルートを選定している。また、かみや団地口～坂下出張所～福祉の里間のバス停における1日あたりの停車回数は、現行ルートでは8回あるところ、御提案のルートでは4回となる。現時点でも一部の限られた回数しか利用できないところ、更なる減少になり、利便性が低下する。このことから、すぐさまルートを変更する予定はないが、いただい

た意見は参考にさせていただく。

- ② J R春日井駅北口ロータリー内のバス停留所の配置は、安全な人の流れや適切なバス車両の停車などについて、公安委員会や道路管理者、バス事業者などと調整して決定している。今後、J R春日井駅北口周辺の再開発などが行われる際には、いただいた意見を参考にさせていただく。

**【吉岡委員】**

- ① 停留所名への意見として、新設する東野町3丁目は、周辺に東野町、東野町西3丁目の類似する停留所が近接しており、更に分かりにくい状況になるため、現状の「下原口」を移設するという整理をすることが良いのではないかと。
- ② 市役所の停留所名について、他市においても市役所という停留所名が多く存在しています。各地でGTFIS化が進む中で、「春日井市役所」とした方が明確に検索されるため、変更が望ましい。

**【事務局】**

- ① ② 御指摘のとおり、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい停留所名を設定することが望ましいため、いただいた意見を参考にさせていただき、検討する。

協議事項1については、書面による議決の結果、承認された。

- (2) 協議事項2 牛山区・鷹来地区の公共交通について

**【上井委員】**

- ① 道路運送法の手続き（第4条による区域運行）について、事前に運輸支局まで相談してほしい。特に、4条許可がない事業者が運行される場合は注意願いたい。
- ② 運行期間（予定）に「移行期間」とあるが、この取扱について後日確認してほしい。乗合の区域運行の許可については、公示「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について」により審査を行うが、特に、当公示の1（2）③について、公共交通会議における協議と合わせて確認する必要があるため、事前に運輸支局まで相談願いたい。
- ③ その他道路運送法に係る手続き等については、前もって運輸支局に相談してほしい。
- ④ 実証実験で行った運行時間が異なるが、理由等を教えてほしい。
- ⑤ 実証実験データには、便毎のデータは整理されているか。

**【事務局】**

- ① 適宜相談して進めたい。
- ② 「移行期間」は、かすがいシティバス北部線の利用者や地域にお住まいの方に、北部線の廃止前に北部オンデマンドバスに使い慣れてもらうように設けた期間を示している。道路運送法の手続きに関しては、適宜相談して進めたい。
- ③ 適宜相談して進めたい。
- ④ 地元自治会等のメンバーで構成する牛山区交通検討会と実証実験の結果を検証した

ところ、午前の早い時間のニーズが高く、夕方の利用は少ないことがわかったため、運行時間を変えるものである。

⑤ 実証実験の便ごとのデータは把握している。

【小林委員】

- ・ 運行期間が令和4年3月31日までとなっているが、実証運行を続けるということか。本格運行への移行の判断基準は設けるのか。

【事務局】

- ・ 北部オンデマンドバスは令和3年夏頃からの道路運送法第4条に規定する一般乗合旅客自動車運行事業の許可を受けた運行の開始を予定している。運行期間については、運行開始後に利用状況を検証し、改良等の検討を行うため、一旦は令和4年3月31日までとしているが、その後も継続的に運行する予定である。

【小川委員】

- ・ 北部線は利用者が少ないため、費用対効果から見ても、利用したい人の時間帯を重点にする、また、申し込み方法の簡素化を図っていくことができるため、予約制は、無駄が少なく、良い手段だと感じる。

【木野瀬委員】

- ・ コロナ禍という特殊要因が発生する中、実証実験等を積極的に進められたことに敬意を表す。高齢社会を迎えているが、地域公共交通がアンチエイジングの役割を果たせるよう、商工会議所としても共に取り組んでいく。

【事務局】

- ・ かすがいシティバスの目的である「昼間帯における高齢者の市内の移動手段の確保」「公共交通の利便が不便な地域の解消」「市民病院や市役所など公共施設への接続」をより促進するため、今後、関係機関と連携し取り組んでまいりたい。

協議事項2については、書面による議決の結果、承認された。

(3) 協議事項3 サンマルシェ循環バスの見直しについて

意見なし。

協議事項3については、書面による議決の結果、承認された。

(4) 報告事項1 各種実証実験について

【上井委員】

- ・ 実験をした結果を分析し、今後の運行方法について検討頂きたい。

【事務局】

- ・ 今後の運行方法については、実験結果を分析するとともに、地域との検討会の中で

検討していきたい。

**【伊藤(月)委員】**

- ・ 出川・下市場はまだ自動車で移動できる人が多いため、実証実験の利用が少ないが、実証実験を知らない人がいるなど、将来的には利用する人が増えると思うので、コロナが収束したら6か月以上の実験を実施するのがいいと思う。運転免許を返納したらバスを利用しようという方が多いと思うので、これから先を見据えて家にいるばかりではなく外に出るように色々実証実験を試して行ってほしい。

**【事務局】**

- ・ 同時期に実施した牛山区・鷹来地区の実証実験と比較しても、利用者が少なかった。令和3年度における当該路線での運行は見送るとするものの、今後も、市内の公共交通のあり方について引き続き検討していきたい。

上記のとおり令和2年度第5回春日井市地域公共交通会議の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び委員1人が署名及び押印する。

令和3年2月12日

会 長 磯部 友彦

署名人 金田 辰男